

市民課長	下水道課長	水道事務課長	教育委員 教育委員会 教育委員長
田村忠雄 君	斎藤多市 君	井上久男 君	小野光朗 君

税務課長	用地課長	會計課長	教育委員 教育委員会 教育委員長	選挙管理委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員長	局長 局長 局長
島田猛 君	須崎進 君	石川和夫 君	古谷正夫 君	乙津宗吉 君	

一 本日の議事日程はつぎのとおりである。

日程第一	議案第四十五号	福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (審査報告)
日程第二	議案第四十六号	福生市都市計画税条例の一部を改正する条例 (審査報告)
日程第三	議案第四十七号	福生市農地課税審議会条例 (審査報告)
日程第四	議案第四十九号	昭和五十一年度福生市一般会計補正予算 (第二号) (審査報告)
日程第五	議案第五十号	昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算 (第一号) (審査報告)
日程第六	議案第五十一号	市道路線の認定について (審査報告)
日程第七	議案第五十二号	市道路線の廃止について (審査報告)
日程第八	議案第九十一号	市町村国民健康保険事業に係る国庫負担金増額に関する意見書
日程第九	議案第九十二号	昭和五十一年度市町村国民健康保険事業に対する補助金の増額に関する意見書

日程第十

議案第九十三号

国電青梅線、五日市線運行改善に関する意見書

日程第十一

議案第九十四号

地方議会議員の半数改選制反対に関する意見書

日程第十二

閉会中の継続審査申し出について

日程第十三

特定事件の継続調査について

午前十時

開議

○議長(貫井喜代次君)

ただいまから昭和五十一年第二回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

○議長(貫井喜代次君)

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) 第二回定例会第三日目の議事日程等を検討するため、去る六月十八日午前九時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

日程はお手元に御配付のとおり、二日目に各常任委員会に審査付託された委員会の審査報告と、全員協議会で御了解をいただいている意見書の四件、ほかに閉会中の継続審査の申し出、特定事件の継続調査でございます。意見書のうち、議会運営委員会におまかせをいただきました議

員の半数改選にかかわる案文につきましては、議案送付後に地方制度調査会の答申がなされたため、内容の一部を変更し、けさほどの議会運営委員会でお手元に御配付のとおり決定させていただきましたので、御了承願います。又、議案中関連のあるものは一括上程とし、新たに提出された意見書四件は、早急に関係機関に提出する必要があるため、即決をいただくよう委員会は意見の一致を見ておりますので、よろしく御協力のほどをお願いいたします。なお、全日程終了後、理事者側から申し出のありました全員協議会と、議会側からも全員協議会が予定されておりますので、あらかじめお含みおき願います。

以上のとおりでございますので、本日の議事が議会運営委員会の決定とあり進捗いたしますよう御協力をお願い申し上げ、報告いたします。

○議長(貫井喜代次君) ただいま委員長から報告がありましたとおり、議事を進めますので、よろしく願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) これより日程に入ります。

日程第一及び日程第二を一括して上程いたします。

日程第一議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
日程第二議案第四十六号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
以上二案を一括して議題といたします。

本二案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(総務委員長 田村市郎君登壇)
(議案審査報告書 別添参照)

議案第四十五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、議案第四十六号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例は、当委員会として一括して審査いたしました。お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます、その審査の主なる内容を申し上げまして補足説明いたします。

本二案はともに地方税法の一部改正に伴うものでありまして、昭和五十一年度から五十三年度までに限って適用されるもので、現在農地として耕作さ

議五十一
議五十二
議九十一
議九十二
議四十五
議四十六
議四十七
議四十九
反対討論
(松山)
賛成討論
(本林田)
議五十

れ、かつその年度の属する年の一月一日から引き続き三年以上耕作されると認められるものについて、宅地並み課税と農地課税との差額の百分の七十に相当する額を減額しようとするものである。この改正による固定資産税及び都市計画税の予算減額は合計千八百八十万円程度になるという担当課長の説明があり、質疑に入りました。

各委員より活発なる発言がありまして、その主なものは、当市は減額七〇%としたが、他市の減額状況はどうかとの質疑に対し、二十六市中一〇%減額が一市、九〇%が一市、八〇%が八市、七六%が一市、七五%が九市、七〇%が当市を入れて三市、未定が三市である。二十六市中二十市は七五%以上であるのに、当市が七〇%と低いのはなぜか。又、農業者と話し合ったかについては、周知のごとく当市は二十六市中、担税力は下から数えて三番目に低いもので、自主財源が少なく、そのために市の姿勢としてこのパーセンテージをいたしたい。又、市内における専業農家は二軒、兼業農家が二十軒と、他市に比べてきわめて少なく、今後の見通しとしても、農業は先細りの感がある。又、現在、緑地保全の形態が濃いと云うから、他市並みの減額は無理である

等、又、農地以外の土地所有者との課税の公平から、税金全般の見地からである。今回の減額措置は、地方交付税等で国の方で見るかとの質疑に対し、この点についてはいまだに明確でない。農業者との話し合いの点については、農業委員会三名の方から陳情的話し合いましたか、七〇%を了解されたとの話である。なお、今回はこのパーセンテージをやむを得ないとしても、五十四年以降に農業者から陳情等があった場合は、アップする考えがあるかとの質疑に対し、五十四年以降についてはその時点において考える。さらに緑地保全条例との関係についてという質疑に対し、この点については十分に協議して、該当者に不利にならないように考える。又、緑地保全の関係には同様に七〇%として、周知のとおり予算に計上している等の答弁があり、本二案の採決をいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願いいたします。て補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま一括議題となっております議案第四十五号及び議案第四十六号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決されんことを望みます。
(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から所定の賛成者を得て、本二案は討論を省略し、委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よって議案第四十五号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例、議案第四十六号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の二案は、委員会審査報

告のとおり可決されました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三議案第四十七号福生市農地課税審

議会条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いいたします。

(総務委員長 田村市郎君 登壇)

○総務委員長(田村市郎君) (議案審査報告書 別添参照)

議案第四十七号福生市農地課税審議会条例の審査報告書は、お手元に御配付のとおりでございますので、朗読は省略させていただきます。審議の主たる内容を申し上げて、補足説明といたします。

本案は地才税法附則第二十九条の六の規定に基づき、市長の諮問機関として、農地課税審議会を設置しようとする条例案であり、市長の諮問に依りて、市街化区域農地に課す固定資産税及び都市計画税の減額について調査審議をして答申するものであるとの担当課長より

説明があった後、各条例案について逐条的に審議をいたしたわけでありま
す。

その中で、審議会の組織は委員五人であるが、他市でも五人として決まっ
ているかとの質疑に対し、農業関係者の多い市の中には七人というところもある
が、二十六市中十五市は五人である。又、当市でも過去昭和四十七年に審議会
を設置したが、そのときも五人で編成している。委員のうち他の学識経験の
ある者一名については、当議会議員から推薦をしていただきたいとの説明があ
りました後に、本案を採決いたしましたところ、全員異議なく原案とおり可
決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いいたしまして、
補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十七号については、討論を省略し、
委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し、
委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本
動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第四十

七号福生市農地課税審議会条例は、委員会審査報告のとおり可決
されました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第四議案第四十九号昭和五十一年度福生市
一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告をお願いいたします。　　まず総務委員長 長田村市郎君。

(総務委員長 田村市郎君 登壇)

○総務委員長(田村市郎君)

(議案審査報告書 別添参照)

議案第四十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第二号) 当委員会所管分について、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査のまたる内容を申し上げまして、補足説明といたします。

まず担当課長から説明があり、それによりますと、歳入においては負担金分担金における老人施設利用者負担金一名分百二十六万七千円、繰越金においては二千三百万円補正して、合計補正額は五千三百万円とするものであるが、なお五十年度決算剰余金の予想額から見ても六千万円程度の財源が残ってくると思う。又、雑入については反受訪問事業費委託金二十万七千円の返還金は、計算上の誤りにより福祉協議会から返還されたもので、

これはそのまま都に返還されるものである。歳出においては、さきの本会議二日目に議決されました議会議員、市三役、教育長、消防団員等の報酬等の人件費の改定が主なもので、ほかに青梅線福生駅橋上駅は建設促進期成会に対する補助金並びに予備費などの補正であるという詳細なる説明がありました後、質疑に入りました。

歳入関係で、五十年度決算の上で六千万円程度の残が予定されるというが、補正は最小限のものしか計上されていないのはなぜかとの質疑に対し、今回の補正では報酬等の規定に伴う人件費を主体として計上したものであり、さらに財源がはっきり確定してくる九月ごろでないと、全般的な補正ができないので、今回はこのような補正を組んでいるとの答弁がありました。続いて歳出においては、財源が未確定というが、三月に取り入れなかったものについて本補正予算で財源の許す限り、必要なものを計上すべきではないかという質疑がありました。これに対し、諸般の事業等いろいろと検討の余地があり、特に防衛関係の補助事業についても細部について交渉中のものがあるので、現時点でそれぞれの計上することは差し控えたものであるとの答弁がありました。

採決いたしましたところ、異議ありとの声がありましたので、起立採決をいたしました。その結果、賛成多数で本案の当委員会所管分について原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

続いて建設委員長 宇佐美良時君。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

(議案審査報告書 別添参照)

御指名をいただきました。議案審査報告書を申し上げます。

議案第四十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第二号)歳出予算のうち建設委員会の所管分、なお議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

補足説明を申し上げます。本案審査の内容を申し上げます。

本案審査につきまして、各課単位に行った次第であります。

当委員会に付託された部分は経済課関係と都市計画課関係であ

りまして、まず経済課関係については、農業委員会費は報酬改定に伴う二十九万三千円の補正と、緑化推進費の樹林地等保全奨励金は、今回税条例に伴う奨励金四百万円の補正であるとの説明がありました。続いて委員より、セアールに満たなくても耕作しているところは減額対象にすべきではないのかに対しまして、他市ではセアールが基準のようであるが、福生の場合、耕地面積や緑地面積が少なく、農地が転在していることもあり、この制度発足の時点で面積はセアールと決めた。しかし実際の運用の中では若干の不足のものについて対象にしているとの答弁がありました。

次に都市計画課関係では、都市計画総務費の四十二万二千円の減額は福生駅自由通路建設費に充て、福生駅自由通路建設費の給料及び職員手当等の補正は、いずれも国庫補助事業についてくる地方事務費の消化を図ろうとするための予算上の操作である等の説明がありました。質疑において、福生駅自由通路建設の進捗状況についてに対し、現在国鉄側で工事の詰めをしており、これが終了すれば国鉄で業者を指名し、発注するというところである。いずれにしても来年三月末の完成は守っていた

くよう確認をしているとの答弁があり、採決の結果、本案中建設委員会所管分については、全員異議なく原案とおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定とおり御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

次に厚生委員長 小林菊三君。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

(議案審査報告書 別添参照)

議案第四十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第二号)歳出予算中厚生委員会所管分、なお審査報告書の朗読と省略させていただきます、審査の概要を申し上げます。

厚生委員会に付託されましたのは、福祉事務所関係の民生費と環境保全課関係の衛生費、消防費であります。

民生費については、四月より特別養護老人ホームに一名措置したための委託料と生活保護及び友愛訪問事業の五十一年度における精算金であります。 衛

生費は福生医師会から要求されていた予防接種時や休日診療の事故に対する責任保険料と、業者に委託しているじん介及び不燃物の収集委託料、さらに消防費では、本会議二日目に議決された消防団員の報酬引き上げによるものと、各分団詰所の電話基本料金のそれぞれ補正であるとの説明が担当よりなされました。

委員中より、特にじん介関係のダストボックスの点に指摘があり、担当課長より不燃物と可燃物を混合して投入する市民のモラルの点、あるいはダストボックスも大分傷んでいたが、基本方針としては、設置数はふやさない方針だが、駅前等特殊な地域は補修していきたいとの答弁がなされ、当委員会としては全会一致付託部分について原案のとおり可決した次第であります。

何とぞ委員会決定とおり御可決くださいますようお願いいたします、補足説明いたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で各委員長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

議五十一

議五十二

議九十一

議九十三

議九十四

開会中の
継続中

特定事
継続中

反対討論
(松山)

賛成討論
(森田)

議五十

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。

(二番 松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君)

議案第四十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算第二号について反対討論をいたします。

当補正予算二千四百二十九万四千円は、その三五%八百五十五万円が六月十二日の本会議において即決されました議案第四十、四十一、四十二、四十三号にかかわる予算であります。御承知のように議案第四十号から四十三号において反対討論でも述べましたように、不況インフレのもとで住民要求を二の次にした市長をはじめとした報酬値上げに反対するもので、又、当補正予算において努力をするならば、一定の弱者対策などはとることのできるものであり、このような努力が十分されることなく、報酬の値上げを中心の補正予算について反

対するものであります。

簡単ではありますが、反対討論といたします。

○議長(貫井喜代次君)

次に賛成者 五番 森田治男君。

(五番 森田治男君 登壇)

○五番(森田治男君)

議案第四十九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算第二号について賛成討論を行います。

本予算は去る十二日に議決いたしました条例の一部改正に伴う予算措置を講じようとするものと、青梅線福生駅自由通路建設に伴う附帯工事費並びにじん介処理費、そして緑化推進として樹林地等保全奨励金、さらに民生費としての生活保護費などを前年度繰越金等を充てようとするものであり、配分及び時期を考慮して適切な予算措置であると思えます。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で討論を終わります。

これより議案第四十九号について起立により採決いたします。

本案について委員会報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めま